

59/68
2

日	時	分	隊

匪首捕獲及ビ投降工
作要領

實例註ニ其ノ教訓

昭和十七年十二月
垣部隊本部

~~706~~
706

1400

目次

一 匪首捕獲ニ成功セル實例及教訓

一 ビンソン (比島青年黨首)

二 トルフ中佐 (米極東軍謀略班長並ニ遊撃隊長)

三 エピフォオニベラー大尉 (ホントック半島匪首)

四 マンソ中尉 (ミントロ島ゲリラ隊最高指揮官)

五 カバナツアン北方ニ於ケル米人以下六七名

二 匪首投降ニ成功セル實例及教訓

一 バルデス大尉 (バンガシナン州米極東軍遊撃隊長)

707

1401

ビンソンノ捕獲

(一) 日時
(二) 要領

六月二十九日—七月七日

ビンソンハ北カマリネス州ニ於テ六〇%ヲ占メアル
 嶺山労働者ニ對シ労働問題ニテ奇辯ヲ弄シ同地
 區一帯ニ勢カヲ獲得セルモノニシテ該地區外ヘノ
 脱逸ノ怖レナシトノ判断ノモトニ當初ヨリ包圍圈ヲ
 縮クシ且包圍ヲ三重トセリ

各討伐隊ハ河谷ニ沿ヒ四方ヨリ搜索ヲ開始ス
 ビンソンヲ捕獲マル^{III/9/1}ノ狀況左ノ如シ

I ^{III/9/1}ハ討伐隊ヲ三縦隊ニ分チ六月二十九日二四〇〇
 一齊ニ行動ヲ開始ス

2 各縦隊ノ行動ノ概要附圖第一ノ如シ

3 右縦隊ハ第九キャンプ附近ニ於テ炊煙上ルル小
 家ヲ急襲シ拳銃一二挺療器ヲ鹵獲ス

108
3/2/2

4 引續附近ノ小屋ニヲ掃蕩シ小銃四挺毒面電
話機ヲテオ等ヲ鹵獲セルヲ以テビンソンノ根
據地ニ近キヲ思ハシム

5 七月二日州知事ノ歸投ニヨリビンソンノ第九ギ
ヤンプノ與地ニ在ルコト確實トナリタルヲ以テ
Ⅲ/Ⅵ長ハ各縱隊ニ更ニ綿密ナル徹底的掃蕩ヲ
命ズ

6 右縱隊長ハ搜索地區ヲ二分スルト共ニ直轄斥候
二組ヲ出シバストバスト川左岸地區ヲ搜索

7 其ノ第一斥候ハ七月六日一小屋ニ泊リ翌七日第
一斥候主力ヲ以テ依然バストバスト川岸ニ
沿ヒ南下スルト共ニ山下上等兵以下三名ヲ西方
稜線ニ分派シ搜索ヲ續行ス

8 山下上等兵以下三名ハ前夜宿泊セル小屋ノ前方

709 ~~317~~

1403

小流ヲ越ヘ小流右岸ニ沿ヒ約一〇〇米前進スル
ヤ。九〇頃密林中ニ切落シタルニツバノ葉ヲ
發見引續キ若干ノ米粒ノ遺棄及新シキ足跡
シ足跡ニテ發見シ敵ノ近キニ在ルヲ判断ス
九〇九四頃左前方ノ稜線ヲ越ヘ大ナル岩石ノ上ニ
出スルヤ岩石ト岩石トノ間ニ新シキ小屋アリ
屋外ニビンソン在ルヲ發見ス
依ツテ山下上等兵ハ小銃一發ヲ以テ威嚇射撃
ヲ行フヤビンソンハ小屋内ニ逃入セリ
然レ共該岩石ハ極メテ大ニシテ岩窟ヲ形成
（附圖第二參照）シ且絶壁ナルヲ以テ直路降
下ハ不可能ナルヲ以テ其ノ逃亡ヲ警戒シ更ニ
發天竺ニ向ケ發射シ迂路ヲ採リ遂ニ小屋内ニ
於テ逮捕セリ（七月七日一〇〇〇）

710

1404

教訓

1 匪首ト相對スル立場ニアリタル比人知識階級者ヨリ一匪首ノ慣習性格ヲ聞知研究シタルハ大イニ効果アリタリ

2 捕獲セシ地區ヨリ遠隔ニハ脱逸シ得ザル事情アルヲ知り當初ヨリ狭少ナル包圍圈ヲ三重ニ積

成ス

3 山中ニ於テハ水ノ近キニ生活スルヲ以テ溪流ニ沿ヒ搜索ス

4 匪賊道ノ研究

5 成果ナキ搜索長期ニ及ブモ依然初期ノ目的ニ邁進スルノ根氣ヲ必要トス

ニ邁進スルノ根氣ヲ必要トス

6 一兵ニ至ル迄種々ノ微候ニ對シテハ細心ニ注意心ヲ養成スルヲ要ス

意心ヲ養成スルヲ要ス

ニトルヲ中佐ノ捕獲

(一) 情報

第一次以降情報ノ入手極メテ困難ナルモ十月中旬以降タルラツク州ガシミゲル町要人アキノ(アキノ)長官ノ兄ヲ憲兵ガ利用バトリシ(オードネル)村長ヲ捕ヘ大体トルフ本部ノオードネル西北方山中ニアルヲ判断ス

(二) 指導

使用
兵力

長 1668

336 長

3/I 主力 II/336 主力 通信中隊主力 聯隊下士
候隊主力 336 馬正部隊主力 師團下士候隊
主力 DTL 一部 16P 一小隊 16T 一部 16S 16F
6375 1 中隊

日時
注意

十月二十八日より逮捕迄(最小限一週間ト予定ス)
企圖ノ秘匿ニ最大ノ努力ヲ拵ヒ直前迄一部本部將校以外ハ討伐位置日時ヲ知ラシメス

原四

712

1406

(三) 要領

教訓

十月二十八日ヨリ潜伏位置ニ通ズル道路三本ヲ夫々
 急襲隊ヲ以テ完全ニ包圍 腰迄浸ス濕地帯川床
 ヲ連續前進ス、コノ夕夕⁵³¹ノ兵大部ハ皮膚病ニ罹
 リタリ、途中憲兵及通譯ノ熱心ナル住民調査ノ
 結果三十日〇三〇。隱家ヲ急襲スルモ既ニ逃走シ
 アリ、炊事場ノ狀況ニ依リ判断シ逃走後間モ十キヲ
 知り更ニ逃走路ニアル土民ヨリ偵知一部ヲ以テ夫々兩
 路ヲ追撃ス、河谷ノ水流ノ騒音ニ行動ヲ隱匿シツツ
 前進中前記隱家ヨリ四料ノ地莫ニ獨立家屋ヲ發見
 之ニ隱密裡ニ近接シ遂ニトルヲ以下十五名ヲ逮捕ス
 1. 各種手段ヲ講ジ正確ナル情報ヲ獲得シ、伏豫想
 地莫ヲ縮小スルニ努ムルヲ要ス
 2. 正確ト信セラルベキ情報ニ對シテハ假令現地が常
 識的ニ考へ潜伏不可能ナリト判断セラルル地形ニ於

7/13 23

1407

テモ討伐ニ際シテハ如何ナル有形無形ノ障害ヲモ排
除シ目的ヲ貫徹セズンバ止マザル信念ニ徹シ行動
スルヲ要ス

3 追撃竝ニ搜索ハ執拗ニ爲スヲ要ス

4 案外ニ身近ノ者或ヒハ官吏ニシテ通謀シアルモノ多
キヲ以テ特ニ討伐前ニ於ケル企圖ノ秘匿ニ充分ノ注
意ヲ要ス

5 欧米人ハ夜間ノ行動ヲ嫌フ傾向アルヲ以テ之ガ虚ヲ
突クヲ可トス

6 潜伏者ハ敏感ナルヲ以テ如何ニ隱密裡ニ行動ヲナ
スモ豫想地矣ヨリ若干ノ離レタル所ニ逃走シアルコト
多キヲ以テ情報入手ノ時機、討伐部隊ノ行動開始
時刻等ヨリ推理シテ討伐目標ヲ地矣トセズ其範
圍ノ圍ト爲スヲ可トス

1408

714

三ノノセンシヨマンソノ中尉ノ捕獲

(北部シンドロ島ゲリラ隊最高指揮官)

二十數回ニ亘リ情報(密偵報)ニ基キ討伐セルモ捕捉スルニ至ラズ

(一) 情報

十月一日「ノウハン」ニ投降セル匪賊一ヲ調査ノ結果「マウンテンピカ」(ノウハン)本道ト西南十一(村)密林中ニ輕機ヲ有スル數名ノ匪團潜伏シアリ

(二) 使用

奥田中尉以下一九名(2/16)

兵力

日時

十二月二日。五。〇。一。〇。八三。

要領

二日。七。〇。マウンテンピカヲ急襲スルモ敵ナシ。更ニ附近ヲ搜索中擧動不審ノ土民ニヲ捕獲ス。コノ供述ニヨリ猶附近森林ニ該匪ノアルヲ知リ之ニ案内セシメ前進繼續中案内ノ偽潜伏地ニ誘導シアルニ氣付キ。日

1409

教訓

主的ニ急據反轉敵本據ト判断スル地矣ニ密林中ヲ隱
密裡ニ前進中突如視界五十米ノ小開墾地内ノ中央
獨立家屋ニ敵一連ヲシキ者ヲ認メ直チニ之ヲ包圍為シ
襲ス。密林中ニ四散自動小銃拳銃ニ頑強ニ抵抗
スル三名ヲ捕獲尚モ倒木ニ依リ抵抗スル一名ヲ射殺
ス。コノ最後ニ斃シタル者マンソー中尉ナリ

1 指揮官ノ不撓不屈ノ精神カト慧敏適切ナル判
断

2 兵ノ機敏果敢ナル動作

207/16

四 エヒワアニオベラ」、逮捕

七月上旬以來十回餘討伐セルモ奏功セズ
人情報 九月二十九日ルセテ警察署長ヨリ現在エヒ

ワニオベラ」ハ同町民家ニ宿泊シアリ

ト

使用兵力平軍曹他十名(分哨)

三日時 九月二十九日二三〇〇一三〇〇一三〇

十要領 平軍曹他十名ハルセテ分哨タリニ三〇

警察署長ハ報告ニヨリ直チニ單哨ヲ

複哨トナシ警戒ヲ嚴ニスルト共ニ七名

ヲ指揮シ署長以下数名ヲ案内シ該民

家ニ到リ四周ノ地形ヲ偵察セル結果後

方ニ中三〇米深ナニ米ノ河川アルヲ知

リ直チニ所屬中隊ヨリ増遣セラレタル

325 717

1411

6
教訓

要領ニヨルモノナリ
本件ハ概テ憲兵警察官ノ單一犯人逮捕ノ

ルモノナリ
夫ヨリ聞カサレアリタリ直ニ夫ニ報告セ
偶々隣家ニ宿泊セルヲ同人ノ妻聞知シ常ニ
ニ到リ計伐隊ニ協力辛酸ヲ嘗メタル者ナリ
ラシニ關シ情報収集ノタメポイントツク半島
主人ハ外マバス刑廳ニ勤務シアリテ曩ニベ
該情報ノ提供者ハベラシ宿舎ノ隣人ニシテ
結果之ヲ逮捕スルヲ得タリ
署長ヲシニ再三民衆ノ開扉ヲ命ゼルモ應
答ナク遂ニ大聲ニ呼開扉セシメ強行搜索
ヲ行ハシメテ

1412

7/18

1 長以下ノ隠密裡ニ於ケル周密適切ナル
計重

2 沈着剛膽ナル行動ニヨリ不意急襲ノ功

奏スルニ到リタルモノナリ

該匪首捕獲ニ對スル従前ノ警備隊ノ熱

意努カガ該地方比人要人ニ對シテモ大

ナル關心ヲ抱カシムルニ至レルモノナ

リ比人ニ對スル企圖秘匿ニハ注意ヲ要

スルモ地區ノ匪勢寧ノ狀況ニ依リ彼等

ヲ活用スルハ有効ナル手段ナリ

五 匪首和セタギアム以下六五名及米人二名捕獲

ノ情報 十二月十三日ニ。。頃カバナツアノ東北

亦十五軒マタスナカホイニ八米人ニ及

匪首和セタギアム外約六。有リト

719 237

1413

使回兵力 1.2.3/615 各主力 憲兵

日時 十二月十四日 未明

4 要領の 3/615 (一部欠) ハ前半夜カバナツアツヲ出發

潜伏地マカスナカホイ、西南方向ヨリ
極秘裡ニ行動ヲ開始ス

12. マカスナカホイ西南約六軒一軒家ニ
ハ敵匪ノ監視スアルヲ知リ一部ヲ以テ

之ヲ捕獲セシメ主力ハ機ヲ失スルコト
ナク目的地ニ前進ス爾時一度八月無ク

3) 辛ジテ足下ヲ認メ得ラル
五〇〇頃目的地部落前方數百米ノ地

真ニ到着直ニマカスナカホイ(八戸)ヲ
包圍シ機ヲ失セズ該家屋ノ周圍ニアリ

タリ監視兵三名ヲ捕獲スルト共ニ部落

突入シ無血ニテ匪首以下六五名ヲ捕

獲セリ

4

調査ノ結果マダスナカホイ東南方約一

軒ノ三軒家ニハ米人ニ及匪團十数名在

ルヲ知り直ニ反撃之ヲ包围中折シ之

夷オヨリ $\frac{2}{3}$ 一小隊ノ射撃セルニ依リ

米人二名ヲ逮捕セル外之ヲ逸シタリ

5 教訓

成功ノ原因

ノ情報、的確(匪首ハ情報通り家ニ在リ)

之兵ノ装填ヲ禁ジ敵ノ監視兵ヲ捕捉シ

全ク企圖ヲ秘匿シ奇襲ニ成功セリ

六 八月ニテ大尉歸順工作成功ノ實例

九月中旬ヨリ十二月上旬迄約二ヶ月間

會見ヲ約セシコト三回遂ニ成功ス

3771

1415

経海ノ八月... 言...

九月十八日安日大隊長及外ルヲク
知事八州各地方ニ講演ス此ノ際安日大
隊長ハ米軍來援ノ待ムベカラサルト大
平洋ニ於ケル日本ノ大戦果ヲ説ニ外
ラソク州知事ハ歸順ニ來ルモノハ知事ハ
責任ヲ以テ其ノ生命ニハ危害ヲ加ヘザ
ル如ク日本警備隊ニ懇請スト迹ベク
ハルデス大尉ハ密偵ヲシテ本講演ヲ聽
取セシメタルニ其ノ信半疑ニテカ
クンテ所長ニ其ノ真疑ヲ問ヒ合セタル
モ密偵ノ報告ト合致ス
別續キ討伐ト宣傳ヲ實施ス
九月二十五日頃ヨリハルテスノ部トハ

222

1416
1417

(2) 九月十八日 安田大隊長及外郎
 知事八州各地ニ講演ス此際安田大
 隊長八洲軍來援ノ待ムベカラザルト大
 平洋ニ於ケル日本ノ大戦果ヲ説キ外
 ラソク州知事八歸順ニ來ルモノハ知事ハ
 責任ヲ以テ其ノ生命ニハ危害ヲ加ヘザ
 ル如ク日本警備隊ニ懇請スト述ベタリ
 バルデス大尉ハ密偵ヲシテ本講演ヲ聽
 取センタルモ半信半疑ニテ州知事
 メンテ町長ニ其ノ真疑ヲ問ヒ合セタル
 モ密偵ノ報告ト合致ス
 (3) 引續キ討伐ト宣傳ヲ實施ス
 (4) 九月二十五日 頃ヨリバルデスノ部下ハ

1416
 1417
 1418

志ナキヲ知り其ノ後、狀況探知ニ努メ
 十一月二十六日ヨリ二十八日ニ亘リ計
 伐ヲ實施ス(部下四散ス)
 (8) 計伐間經過地住民ニ直傳宣撫ヲ實施ス
 ルト共ニツガタレン所長及警察署長以下有カ
 ルト通謀長ヲタルラシニ連行調査シ宣撫後歸宅セシム
 (9) タルラツク警察部長ヲシテ十二月七日
 迄ニ歸順セバ許ス之爾後ハ假令歸順ス
 ルモ嚴罰ニ處スル旨傳ヘシム
 (10) 十二月 日突如バルデス大尉ハ眞ニ後悔
 シ明三日サシクレメンテニ於テ會見致
 シ度シトテ希望ヲ傳ヘ來リタルヲ以テ
 大隊長ハカミリンニ到ルト共ニ警察部
 長及巡查二名ヲサシクレメンテニ派遣

2
 723

2
教訓

同人ヲカミリンニ歸順セシム
註カレルソク警察部長ハバレルデス大尉

元教官ナリ

根柢ヨク連續的ニ各種ノ手段方法ヲ盡
シ工作ヲ續行ス

(2) 歸順者ニ對シテハ成シ得ル限リ寛大(監

禁案ヲセズ責任者ヲ定メ比較的自由ニ

セシム)ニ取扱ヒ(反面要求ハ最モ嚴格ニ

之ヲ示スヲ要ス)爾後ノ讓柔工作ニ利用

スルヲ有利トス

(3) 歸順者ニ對シテハ皇軍ノ軍紀風紀嚴正

ナル實情等ヲ目撃セシメ心服セシムル

コト

(4) 注意又ハ要求ハ歸順者ノ長ヲシテ嚴格

Handwritten signature

十一月五日バルデス大尉ヨリ警察部長
 來得ナル由ニ迹ニ後日ヲ約ス
 下ノ部下ハ當人ハマラニヤニテ下山出
 下ノ口當日ハ會見スルニ至ラズバル
 場所ヲカミリンニスル旨傳ヘシメタル
 ミリンニ到リ警察部長ノ名ヲ以テ會見
 長ハ憲兵隊長知事警察部長ト同行シカ
 キ旨ノ密使ヲ遣シタルニ依リ安田大隊
 長宛ニカンクレメンテニ於テ會見シタ
 ム
 十月三十一日バルデス大尉ヨリ警察部
 長宛ニ於テ自宅ニ於テ起居セシ
 所長ノ責任ニ於テ自宅ニ於テ起居セシ
 ヲ誘致スベク簡單ナル取調べノミニテ
 續々投降シ來ルニ飽ク迄バルデス大尉

宛書翰到着其内容如何
 貴官、御榮職ヲ祝ス先日ハ失禮カシク
 レメンテハ會見ヲカミリントハ恐
 ルカミリシニハ日本軍アル爲予ヲカミ
 リシニ誘致シテ速捕シ殺サント計思サ
 シシガ其手ニハ乘ラヌ
 貴官ノ州内ニ居ツテ貴官ノ職務遂行上
 邦魔ニナル様ナレバ予ノ部下ハ引ラ
 ヲク州ヨリバンガシナシニ移ス
 貴官モ現在ノ職ヲ捨テ米極東軍遊撃隊
 ニ参加シ給ヘ米軍ハ既ニ此ノ呂宋ニ近
 接一部ノ潜水艦ハリンガエニ灣附近ニ
 活動シアリ御機嫌ヨウ
 本書翰ヨリリバルテスハ既ニ歸順ノ意

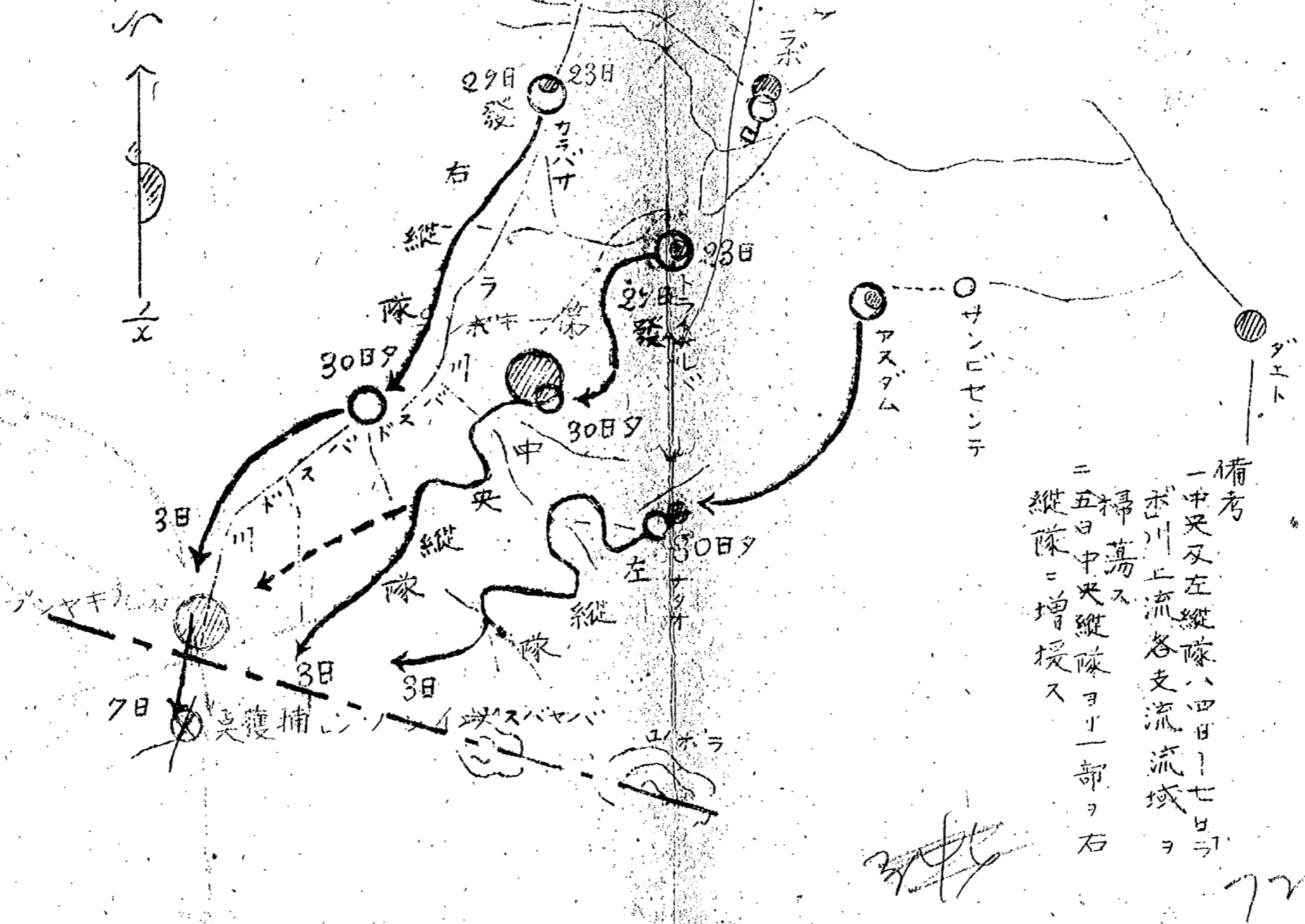
- ニ指示シ之ヨリ傳達セシムルヲ有利トス
 (現在投降者六十五名ヲ兵站宿舎ニ合同
 起居セシメアリバルデス大尉ニ内務其
 他、責任ヲ持タシヤルモ軍紀嚴正ニ
 シテ精神的ニ感化スルトコロ大ナリ)
- (5) 歸順者爾後、處置ハ慎重ナルヲ要ス
 (特定ノモノニ關シテハ失業ニ陥ラシメザ
 ルノ著意亦肝要ナリ)
- (6) 討伐第一主義トシ狀況ニ依リ投降工作
 ヲ併行的ニ實施ス
- (7) 旧知又ハ思人等ノ關係者ヲ工作ニ使用
 ス

神谷 727

1422

北警備地区隊攻撃經過要圖
 (自六月二十二日至廿七日)

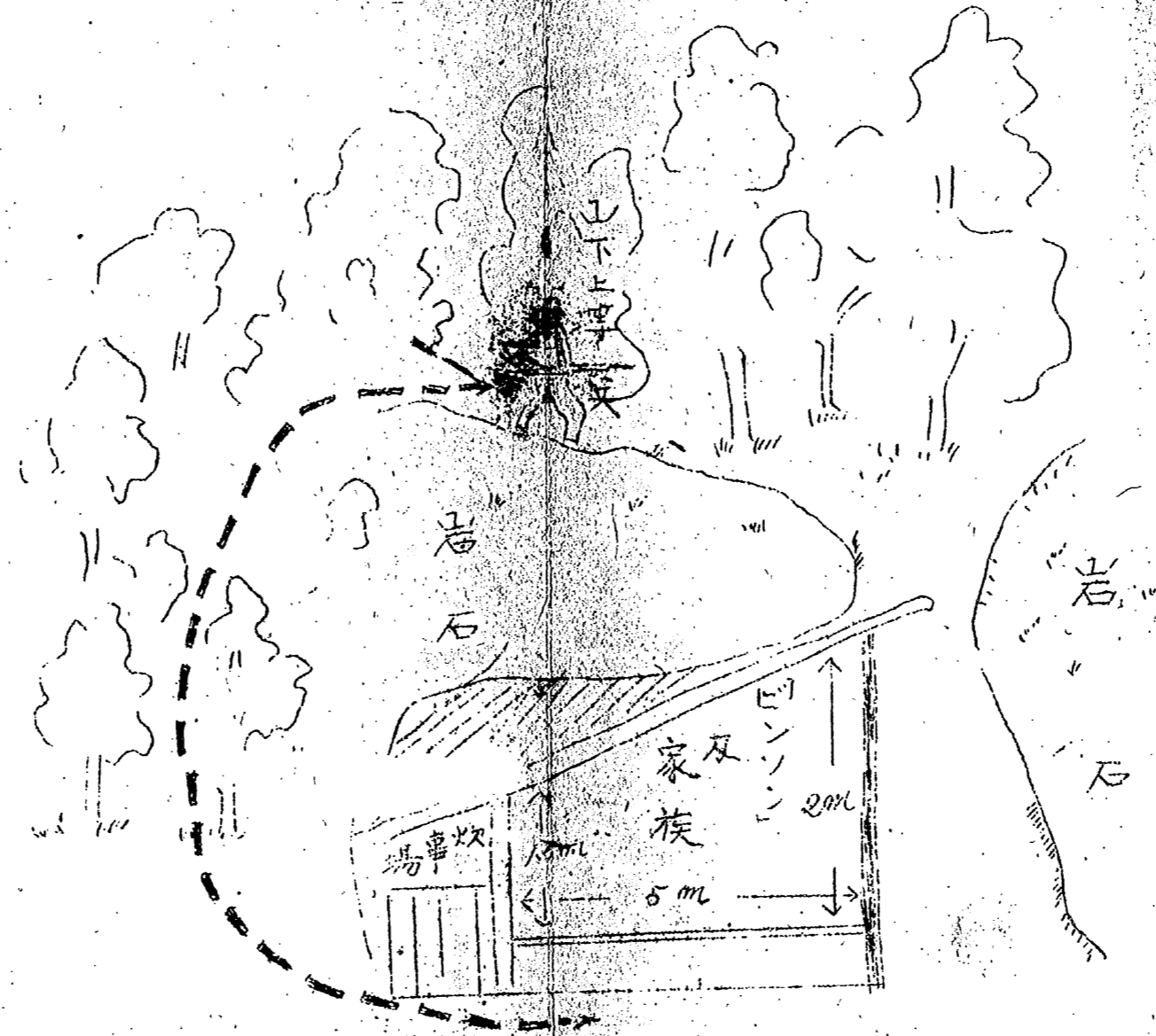
附圖第一



備考
 一 中又及左縦隊ハ四日一七ヨリ
 赤川上流各支流流域
 掃蕩ス
 二 五日中央縦隊ヨリ一部ヲ右
 縦隊ニ増援ス

1423

附圖第二



1424

Handwritten signature and the number 729.